

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体



令和 年度山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業
補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等
対応施設整備事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類 別紙1

別紙1

1 事業の目的

別紙2のとおり

※ 実施要綱 別紙様式第1号を別紙2として添付。

2 事業の内容及び計画

別紙2のとおり

※ 整備事業を行うにあたって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを地方農政局長等に承認申請する場合は、下表を作成し、添付すること。

(表)

補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
金融機関名	融資名 (制度資金に限る)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
○農協	○○資金	○○○○円	○年	

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費 (補助事業に要した経費) (A+B+C)	負担区分			備 考
		補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
食品産業の輸出向け HACCP 等対応 施設整備事業補助金	円	円	円	円	
1 施設等整備事業費					
2 効果促進事業費					
合 計					

4 事業完了年月日 ○○ 年 月 日

5 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
市 町 村 費					
そ の 他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
食品産業の輸出向けHACCP等 対応施設整備事業補助金	円	円	円	円	
1 施設等整備事業費					
2 効果促進事業費					
合 計					

6 添付書類

様式第2号（第5条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体



〇〇 年度山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業
補助金計画変更承認申請書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、
次の理由により事業の内容を変更したいので、山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等対応
施設整備事業補助金交付要綱第5条（1）の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容
別紙のとおり

※ 別紙は、様式第1号の別紙1を用いて変更箇所は二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体



〇〇 年度山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業
補助金計画中止（廃止）承認申請書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、
次の理由により事業を中止（廃止）したいので、山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等対
応施設整備事業補助金交付要綱第5条（2）の規定により、関係書類を添えて申請しま
す。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期

〇〇 年 月 日（から〇〇 年 月 日まで）

※ 中止（廃止）に係る参考資料がある場合は、当該資料を添付すること。

番 号
年 月 日

事業実施主体 殿

山梨県知事



〇〇 年度山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業
補助金交付決定通知書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で申請のあったこのことについては、山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することを決定しました。

1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3 補助金の交付条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容について次に掲げる変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 1 30%を超える交付金の減
- 2 事業の新設又は廃止
- 3 事業実施場所の変更
- 4 事業実施主体の変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 事業遂行状況の報告

- (1) 本年度の12月末日現在において、補助事業の遂行状況について事業遂行状況報告書を作成し、1月15日までに知事に提出しなければならない。
- (2) 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

6 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第5号（第6条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体



〇〇 年度山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業
補助金交付決定前着手届

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付申請した山梨県食品産業の
輸出向け HACCP 等対応施設整備事業補助金について、下記のとおり条件を了承の上、交
付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業
に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場
合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、
計画変更は行わないこととします。

事業内容	交付決定前に 着手する内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
		円			
		円			
		円			

注1：「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。

注2：事業内容については、整備する施設や機器等の概要等を記入してください。交付決定前に着手する内容については、事業内容のうち、交付決定前に着手する内容について記入してください。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体



〇〇 年度山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業
補助金遂行状況報告書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

区 分	交付対象 事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

※ 区分の欄は、別表の区分を記載する。

2 事業完了予定年月日 〇〇 年 月 日

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体



〇〇 年度山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業
補助金実績報告書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、次のとおり事業を完了したので、山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により報告します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助事業の内容
別紙1のとおり

※ 別紙1は、様式第1号の別紙1を用いて変更箇所は二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。

別紙1

1 事業の目的

別紙2のとおり

※ 実施要綱 別紙様式第1号第2及び第3を別紙2として添付。

2 事業の内容及び計画

別紙2のとおり

※ 整備事業を行うにあたって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを地方農政局長等に承認申請する場合は、下表を作成し、添付すること。

(表)

補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
金融機関名	融資名 (制度資金に限る)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
○農協	○○資金	○○○○円	○年	

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費 (補助事業に要した経費) (A+B+C)	負担区分			備 考
		補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
食品産業の輸出向け HACCP 等対応 施設整備事業補助金	円	円	円	円	
1 施設等整備事業費					
2 効果促進事業費					
合 計					

4 事業完了予定年月日 ○○ 年 月 日

5 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
市 町 村 費					
そ の 他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業補助金	円	円	円	円	
1 施設等整備事業費					
2 効果促進事業費					
合 計					

6 添付書類

7 精算額及び支払方法

(1) 精算額 金 円(③)

内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	精 算 額 ①－②＝③	備考
円	円	円	

(2) 支払方法

口座振替	金融機関名	本店 ・ 支店		
	預金種別	当座 ・ 普通	口座番号	
	口座名義			
	名義人住所			

※ 実績報告書には、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。

様式第 8 号 (第 8 条関係)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体



〇〇 年度山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業
補助金の係る消費税等仕入控除税額報告書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額 (〇〇 年 月 日付け〇〇第 号による額の確定通知額)
金 円
 - 2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額
金 円
 - 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円
 - 4 補助金返還相当額
金 円
 - 5 補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]
- ※ 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

※ 内訳、その他参考となる資料を添付すること。

様式第9号（第9条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体

印

〇〇 年度山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業
補助金概算払請求書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり請求します。

記

1 概算払請求額 金 円(④)
内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算払請求額 ④	備考
円	円	円	円	

2 概算払請求の理由

3 支払方法

口座 振替	金融機関名	本店 ・ 支店		
	預金種別	当座 ・ 普通	口座番号	
	口座名義			
	名義人住所			

番 年 月 日 号

山梨県知事 殿

事業実施主体



山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業
補助金財産処分承認申請書

〇〇 年度山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第13条第3項の規定により申請します。

記

- 1 処分使用とする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由

※ その他参考となる資料を添付すること。

様式第11号（第14条関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度		〇〇 年度		農林水産省所管補助金（交付金）名											
事業の内容				工期			経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
							国費	都道府県 費	市町村 費	その他					
						円	円	円	円	円					
計															
合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第12号（第15条関係）

〇〇 年度

〇〇 年度山梨県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業補助金調書

県			事業実施主体名										備考
事業名	交付決定の額	交付率	歳入			歳出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 1 事業名欄には、事業の名称のほか、当該事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、交付金事業名欄に特記した経費に対応する歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

様式第13号（第16条関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体名 殿

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び山梨県から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。